

1 部活動の位置づけと加入について

部活動は学校が計画する教育活動の一環であり、生徒の自主的・自発的な参加によって自治的に組織されます。顧問の指導下、スポーツや文化に関心を持つ同好の生徒が集い、互いの研鑽や自己の能力に応じて、より高い技術や記録をめざし、楽しさや喜びを味わう活動です。

本校では生徒の自主性や活動の多様性を考慮し全学年『希望加入制』とします。

2 部活動一覧（計15）運動部11／文化部4

1 軟式野球部（男女）	6 男子バスケットボール部	11 剣道部（男女）
2 サッカー部（男女）	7 女子バスケットボール部	12 家庭科部（男女）
3 陸上部（男女）	8 女子バレーボール部	13 吹奏楽部（男女）
4 女子ソフトテニス部	9 男子バドミントン部	14 美術部（男女）
5 男子卓球部	10 女子バドミントン部	15 パソコン情報部（男女）

3 活動時間等

（1）活動日等 『戸田市部活動方針』（令和5年4月一部改定）に則ります。

①休養日：平日は1日以上、週末は1日以上の休養日を設けます。※例外あり

②活動時間：平日は2時間以内、週末は3時間程度以内とします。※例外あり

③朝練は行いません。※例外なし

例外：中体連主催の2大会（学校総合体育大会、新人体育大会）

吹奏楽連盟主催の2コンクール等（県吹奏楽コンクール、県アンサンブルコンテスト）

上記の大会に参加する場合は開催日の前1ヵ月間の2週間に限り、校長の承認により①②について例外が認められます。但し、活動時間は週16時間を超えないように配慮します。

（2）活動停止日

●定期テスト1週間前～定期テスト当日まで ●各月のふれあいデー ●県民の日

●夏期休業中のサマーフレッシュウィーク ●年末年始（12／29～1／3）

●入学式、卒業式、終業式、修了式 ●学校および顧問より指定された日

●平日の1日（※例外あり） ●週末の1日（※例外あり）

●熱中症のおそれがある猛暑日等で教育委員会および校長が活動停止と判断した日

（3）完全下校時刻等

活動時期	完全下校時刻	延長可能時間
3月1日 新人戦二市予選終了	18:00 校門の外にいる時間	大会2週間前に限り20分 校門の外にいる時間18:20
新人戦二市予選終了 2月末日	17:30 校門の外にいる時間	延長なし

※午前中授業の日は完全下校を17:00（校門の外にいる時間）とします。

※平日の放課後における用具の忘れ等による再登校は認めていません。

※部活終了後の体育着やジャージ等での下校を認めています。

4 年度当初の動き

1 年生の部活体験～本入部まで	2、3 年生の動き
① 3 年間続ける部活動を選択することを主旨に 3 日間の体験日を設けます。 ・顧問や上級生の指示に従い、17:00 に活動を終了し下校します。 ・自分の荷物は活動場所に持参し、指定された服装で活動します。 ② 1 年生は入部届を提出し部結成を経て本入部となります。なお、本入部までは休日の活動には参加できません。	① 現在所属している部活動に継続届を提出し、部結成に参加します。無所属を継続及び新規に希望する生徒は顧問や担任と相談し、無所属届を提出します。 ② 3 年生の引退時期等について ・運動部は最後の大会終了次第とします。 ・文化部は各顧問の判断とします。 ・引き継ぎ期間として顧問の要請に限り、引退より 1 ヶ月以内に 3 日間の活動を認めます。3 年生の活動再開は公立高校の受検終了後とし、顧問が許可した場合に限り、参加を認めます。

【部結成】 4 / 2 4 (月) 放課後

○主旨：部員が一同に集まり、活動方針や目標等を共有し、新たに一致団結する。

○場所：活動場所および各教室

○内容：自己紹介、活動方針、活動計画や目標等

【部活動保護会】 4 / 2 7 (木) 放課後

○主旨：保護者に対して活動方針や必要な用具及び費用等を周知し、理解や協力を得る。

○場所：各教室

○内容：顧問自己紹介、活動方針、活動計画や目標、用具や費用等

5 全部活共有の活動方針

【部活動を通して】

- ① 仲間とともに自主的・自治的に行う活動が生徒に喜びや生きがいをもたらし、学校生活をより豊かで充実したものにしします。
- ② 各種の専門的技能や知識を身に付け、生涯にわたってスポーツおよび文化的活動に親しむ能力や態度を養います。
- ③ 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い励まし合いながら、自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育みます。

【体罰・いじめの禁止、安全管理について】

- ① 顧問は勝利だけを追求するような偏った指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底します。また、指導と称し殴る・蹴るなどの暴力、威圧的な言葉による指導も体罰との認識を持ち、これらの行為は絶対に行いません。
- ② 顧問は生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底します。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応します。
- ③ 顧問は活動時の天候に十分留意します。特に高温多湿下においては水分補給や休憩をこまめに行い、熱中症の防止に努めます。また、暴風や雷等の悪天候時には部活動の中止の判断を的確に行います。生徒の健康状態を把握し、体調が優れない時は無理をさせません。